

議案第28号

杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和6年4月10日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

第4条の規定において引用している地方自治法の条項を改める必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員服務監察規程（平成13年杉並区教育委員会訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月 日

杉並区教育委員会

第4条第5号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(服務監察事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の8</b>の規定に基づく 職員の損害責任の調査に関すること。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(服務監察事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の2</b>の規定に基づく 職員の損害責任の調査に関すること。</p> <p>(6) 略</p>